

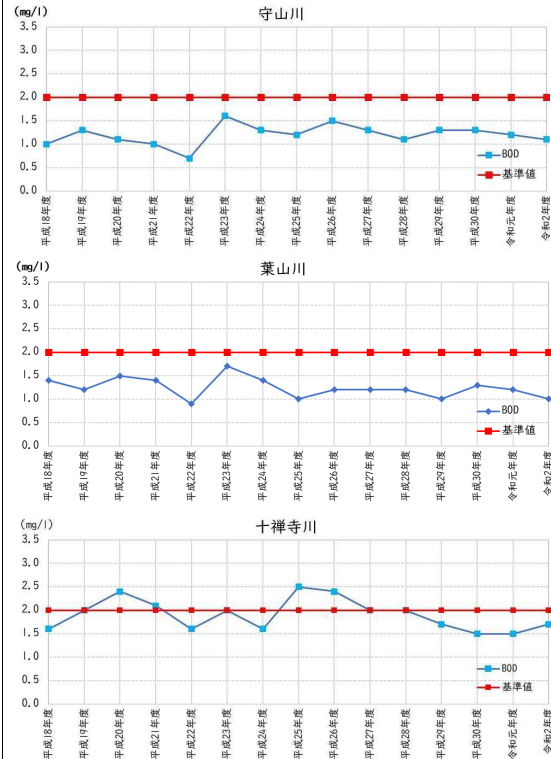
河川整備計画（本文）

(2) 水質

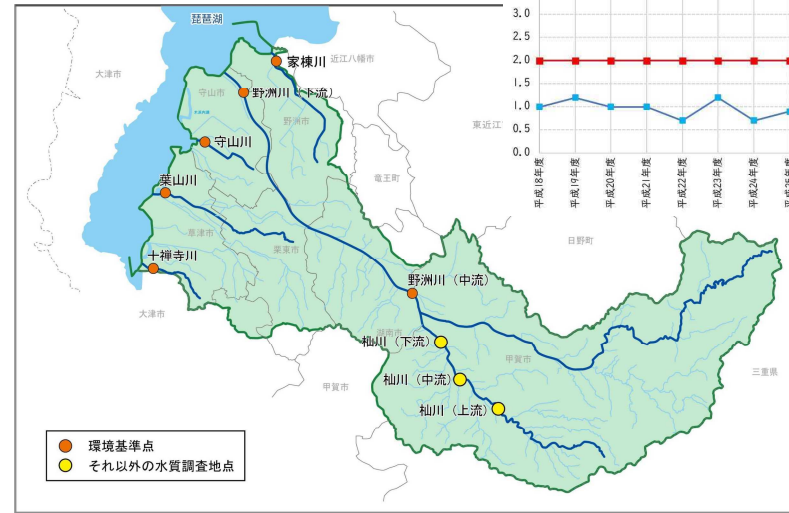
水質の類型指定は野洲川、守山川、葉山川、十禅寺川がA類型(BOD:2mg/l以下)、家棟川(野洲市)がB類型(BOD:3mg/l以下)に指定されています。

圏域において、琵琶湖に流入する河川では、家棟川(野洲市)、野洲川、守山川、葉山川、十禅寺川の5河川、6地点で水質調査地点が定められ、観測が行われています。水質の現状(令和2年度)はBODについては5河川とも環境基準を達成しており、A類型相当の水質となっています。

また、杣川では甲賀市が水質観測を行っており、A類型(BOD:2mg/l以下)相当の水質となっています。

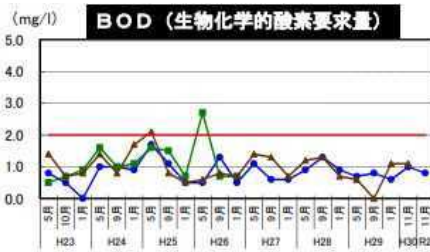


出典・根拠



生活環境項目に係る環境基準の達成状況

甲賀市が杣川の水質調査を行った。



※A類型基準は2mg/l以下

BODの経年変化 (杣川)

出典：環境報告書 令和2年度版(甲賀市HPより)

注) BODは75%値を表示。

出典：平成18年～令和2年度 滋賀県 環境白書

河川整備計画（本文）

(3) 水辺、河川空間利用

圏域の水辺や河川空間に関わる活動としては、信仰、生活、^{なりわい}生業、社会、教育、レクリエーション等があります。各河川において、古くからそれぞれの地域で活動が行われ、河川空間は重要な役割を果たしています。

しかし、土地利用や産業活動および生活様式等の変化、近年までの河川整備により、コンクリート護岸等で水際が画一化し、河川環境が損なわれたり、構成生物相が貧弱化したりする等、結果として川と人々の生活とが疎遠になった面があります。また、竹林が生い茂り、堤防も連続性に乏しく、散策路として利用可能な区域も限定されていることも、疎遠になった要因の一つです。

こうしたことから、川を通じて子ども達が水遊びや自然体験を行うことができるような整備や堤防上のサイクリングロード、水辺の散策路、階段、スロープ等による「街から水辺へのアクセスの向上」等の地域住民が川と親しめるような整備が求められています。

葉山川では、地域住民の方々が堤防を散策し、メダカ的环境学習を行う等の取り組みを行っています。

出典・根拠



河川空間の利用

1.2.4 琵琶湖・湖辺に関する現状と課題

（琵琶湖に関するこれまでの取り組み）

琵琶湖は、面積が670.25km²あり県の約1/6を占めており、その起源は約400万年前と、世界的にも非常に長い歴史を持った古い湖です。また琵琶湖は、日本の淡水魚の宝庫とも言われており、魚類だけでなく水鳥や昆虫、水生植物等の様々な生物が生息・生育し、その種類は1,000種を超えています。そのうち琵琶湖にしか生息しない固有種60種以上（亜種、変種を含む）が確認されており、平成5年には湿地生態系保護のためのラムサール条約（国際湿地条約）の登録湿地に指定されました。

琵琶湖周辺地域では古くから度々洪水や渇水に悩まされ、さらに市街地化や工業化の進展により、自然環境や生活環境の悪化も深刻化していました。我が国の高度経済成長を背景にした下流阪神地域の水需要の急激な増大により琵琶湖の重要性が高まる中、「琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とをあわせて増進し、近畿圏の健全な発展に寄与する」ことを目的として、昭和47年に「琵琶湖総合開発計画」が策定されました。

当該事業では、「琵琶湖の水質や恵まれた自然環境を守るための保全対策」、「淀川及び琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための治水対策」、「水資源の有効利用を図る利水対策」を3つの柱として、40m³/sの水資源開発と湖岸堤、瀬田川浚渫、内水排除施設等の整備を行う「琵琶湖開発事業」とあわせて、国・県・市町村等が実施する「地域開発事業」として、道路、下水道、自然保護地域公有化、ごみ処理施設、水質観測施設、農業集落排水処理施設整備等を実施し、琵琶湖総合開発事業は25年の歳月をかけ、平成9年3月に終了しました。

この事業により、琵琶湖流域のみならず琵琶湖・淀川流域全体において社会資本の充実をもたらすとともに、湖岸堤や内水排除施設の建設等によって琵琶湖の洪水被害は減少しました。さらに、種々の水位低下対策等により渇水時においても大きな被害が生じなくなる等、流域の治水・利水環境は大幅に向上し、水質保全においても、下水道整備、し尿処理施設整備等により流入汚濁負荷量が軽減しました。

しかしながら、土地利用や産業活動の変遷、生活様式の変化等により、琵琶湖を取り巻く状況は依然として厳しく、水質の保全、水源の涵養、自然的環境・景観の保全等が緊急の課題となり、平成12年に県民総ぐるみによる琵琶湖保全の指針である琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク21計画」^(注3)を策定し、琵琶湖の総合保全の取組を進めてきました。平成27年には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布・施行され、琵琶湖が国民的資産であると位置づけられたことを受け、滋賀県では「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（琵琶湖保全再生計画）^(注4)を策定しました。水質保全対策を計画的・総合的に推進することを目的として定めた「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」^(注5)とともに、水質保全や湖辺の保全をはじめ健全な琵琶湖の保全に向けた対策を実施しています。

具体的には、富栄養化によるアオコの発生等、水環境が悪化していることから、水質の改善を図るため底質改善・流入負荷削減対策を実施しています。また、湖岸域では河川からの供給土砂の減少等により、浜がけ（砂浜の後退）が進行していることから、砂浜の侵食対策を目的とした湖岸保全・再生事業を実施しています。さらに、様々な生物の生息・生育のために重要な場所である湿地環境が、護岸の建設や埋め立て等により大きく減少していることから、湿地帯の保全・再生を目的とした自然保全・再生事業も実施しています。

（注3）マザーレイク21計画

マザーレイク21計画は、平成9年度から2箇年にわたり、琵琶湖およびその周辺地域を21世紀に向けた湖沼保全のモデルとすべく、環境庁、国土庁、農林水産省、林野庁、厚生省および建設省の6省庁が共同で実施した「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」を踏まえた、県民総ぐるみによる琵琶湖総合保全の指針として県が計画を定めたものです。平成23年度からの第2期計画期間に合わせ、平成23年10月に改定を行いました。令和2年度に「琵琶湖保全再生計画（第1期）」と「マザーレイク21計画」の計画期間が終期を迎えたことを機に、行政の施策については琵琶湖保全再生計画（第2期）に一元化されました。

（注4）琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）

多様化する琵琶湖の課題に対応するためには、法の制定が必要であるとの機運が高まり、議員立法に向けた取組が進められた結果、平成27年9月16日に、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が国会で全会一致により成立し、同年9月28日に施行されました。これを受けて、国は、平成28年4月21日に基本方針を策定し、県は、この基本方針を勘案して、法第3条による法定計画である「琵琶湖保全再生施策に関する計画」を平成29年3月に策定しました。令和3年度からの第2期計画期間に合わせ、令和3年3月に改定を行いました。

（注5）琵琶湖に係る湖沼水質保全計画

湖沼の水質保全対策を計画的・総合的に推進することを目的として、国において昭和59年に湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）が制定され、琵琶湖は、昭和60年に湖沼法に基づく指定湖沼の指定を受けました。滋賀県および京都府は昭和61年度以降5年を計画期間とする「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（湖沼水質保全計画）」を策定し、総合的な水質保全施策を実施してきました。また、令和4年3月には第8期計画を策定し、計画に定める対策を実施しているところです。

河川整備計画（本文）

（水質保全に係る現状と課題）

圏域の草津市～野洲市の琵琶湖岸では、昭和 58 年に中間水路（矢橋帰帆島）において、平成 3 年に赤野井湾において、アオコの発生が初めて確認されました。中間水路では、昭和 58 年以降 29 箇年（令和 3 年 10 月末時点）、赤野井湾では平成 3 年以降 12 箇年（令和 3 年 10 月末時点）アオコの発生が確認されています。南湖東岸部に多い湾入水域は、その地形的特性により外部水域との水の交換が困難なため、湖水が停滞しやすい水域となっており、アオコが発生しています。アオコは主として湖水が停滞しやすい港湾や水路で発生していますが、停滞性（閉鎖性）水域と言われる赤野井湾や中間水路の他に、草津市の志那町、北山田、守山市木浜地先においても発生しています。

南湖の水質基準は、生活環境の保全に関する環境基準では、AⅠ類型（COD 1mg/l 以下、SS 1mg/l 以下、D₀ 7.5mg/l 以上）、全窒素、全りん的环境基準では、Ⅱ類型（全窒素 0.2mg/l 以下、全りん 0.01mg/l 以下）に指定されていますが、基準を満たしていません。なお、水質の現状（令和 2 年度）は、COD 5.3mg/l、SS 23mg/l、全窒素 0.24mg/l、全りん 0.015mg/l でした。

主要水質項目の動向は、全窒素、全りんは横ばいもしくは減少傾向にあり、富栄養化は引き続き抑制されていますが、COD に改善が見られないことや、アオコが継続して発生していることから、面源負荷削減対策の充実強化等、さらなる汚濁負荷削減対策が求められています。

出典・根拠



アオコ発生状況（令和 2 年度 環境白書より抜粋）

COD(基準点：新杉江港沖)

| 調査日 | COD | 備考 |
|--------|-----|------|
| 4月7日 | 3.2 | |
| 5月12日 | 4.0 | |
| 6月9日 | 7.6 | |
| 7月15日 | 4.7 | |
| 8月4日 | 4.2 | |
| 9月1日 | 5.4 | |
| 10月6日 | 5.3 | 75%値 |
| 11月10日 | 4.1 | |
| 12月8日 | 5.4 | |
| 1月5日 | 3.5 | |
| 2月2日 | 4.3 | |
| 3月10日 | 3.5 | |
| 75%値 | 5.3 | |

全窒素・全りん(基準点：新杉江港沖)

| 調査日 | 全窒素 | 全りん | 備考 |
|--------|------------|------------|----|
| | 調査結果(mg/l) | 調査結果(mg/l) | |
| 4月6日 | 0.24 | 0.017 | |
| 5月12日 | 0.23 | 0.018 | |
| 6月9日 | 0.23 | 0.013 | |
| 7月8日 | 0.22 | 0.015 | |
| 8月4日 | 0.16 | 0.009 | |
| 9月2日 | 0.17 | 0.013 | |
| 10月5日 | 0.21 | 0.019 | |
| 11月10日 | 0.24 | 0.018 | |
| 12月8日 | 0.25 | 0.017 | |
| 1月5日 | 0.29 | 0.020 | |
| 2月2日 | 0.33 | 0.013 | |
| 3月12日 | 0.31 | 0.012 | |
| 年間平均 | 0.24 | 0.015 | |

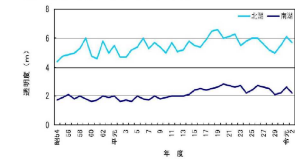
SS(基準点：新杉江港沖)

| 調査日 | SS | 備考 |
|--------|----|----|
| 4月7日 | 4 | |
| 5月12日 | 7 | |
| 6月9日 | 10 | |
| 7月15日 | 23 | |
| 8月4日 | 3 | |
| 9月1日 | 8 | |
| 10月6日 | 14 | |
| 11月10日 | 11 | |
| 12月8日 | 21 | |
| 1月5日 | 11 | |
| 2月2日 | 14 | |
| 3月10日 | 7 | |
| 日間平均 | 23 | |

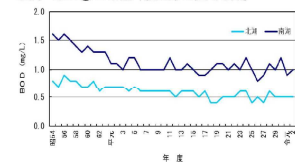
COD は 75%値、全窒素・全りんは年間平均値、SS は日間平均値が基準値である。

令和 2 年度調査結果

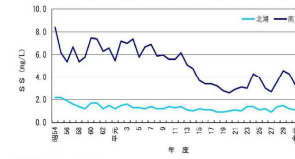
■透明度
北湖では、5.7m と前年度並みでした。南湖では、2.2m と前年度より少し低い値でした。



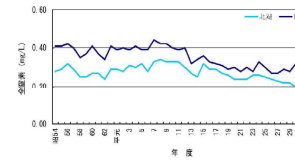
■生物化学的酸素要求量 (BOD)
北湖では、0.5mg/L と前年度並みの値でした。南湖では、1.0mg/L と前年度並みの値でした。



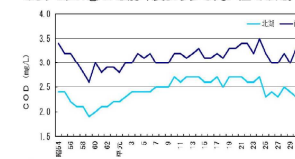
■浮遊物質量 (SS)
北湖では、1.3mg/L と前年度並みの値でした。南湖では、4.6mg/L と前年度より少し低い値でした。



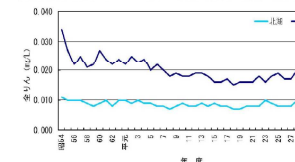
■全窒素 (T-N)
北湖では、0.28mg/L と前年度並みの値でした。南湖では、0.28mg/L と前年度並みの値でした。



■化学的酸素要求量 (COD)
北湖では、2.4mg/L と前年度並みの値でした。南湖では、3.2mg/L と前年度より少し高い値でした。



■全りん (T-P)
北湖では、0.008mg/L と前年度より少し高い値でした。南湖では、0.020mg/L と前年度より高い値でした。



河川整備計画（本文）

（湖辺の現状と課題）

圏域の湖辺のおもな形状の変遷は、年代順に昭和 37～41 年の守山市木浜地先における埋め立て、昭和 49～53 年の野洲川改修に伴う野洲川北流と南流間の守山市幸津川町他地先での野洲川河口部の埋め立て、昭和 48～56 年の矢橋帰帆島の埋め立て、昭和 58～平成元年の湖岸堤の整備等が挙げられます。また、草津川、葉山川、山賀川（新守山川）、野洲川等の河川改修により、河口域の河川形状が変わりました。湖辺の陸地側では、草津市、守山市、野洲市のそれぞれにおいて、干拓や、ほ場整備がなされ、水路や土地の形状が変わりました。圏域の湖辺域では、昭和 30 年代後半から現在までのこれらの事業により、内湖や網目状の水路、冠水しやすい低地、砂浜や湖畔の柳群、ヨシやマコモ群落等が姿を消したり、区域が減少したりすることになりました。

出典・根拠



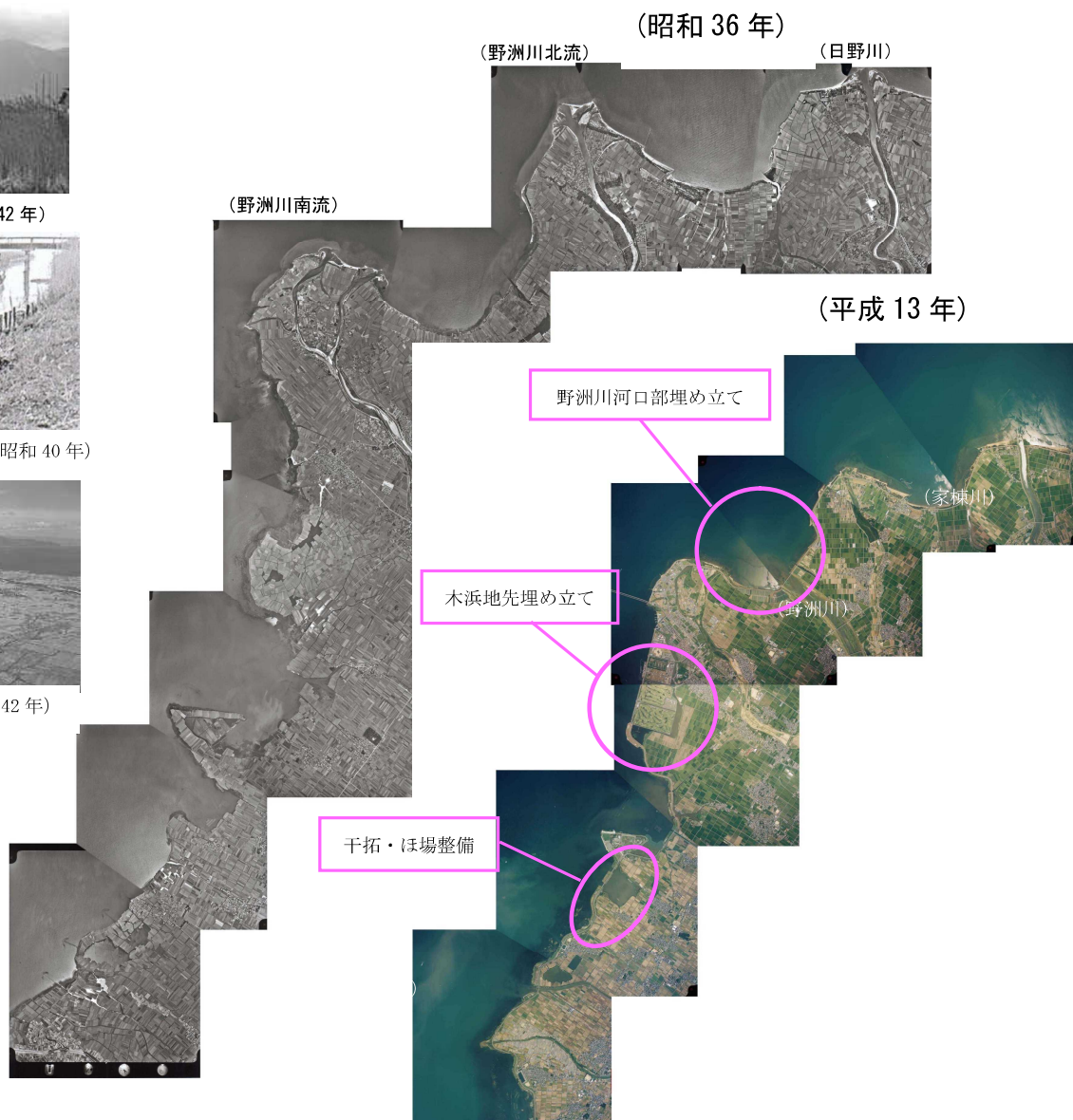
野洲市吉川地先（昭和 42 年）



草津市下物地先、明けの川（昭和 40 年）

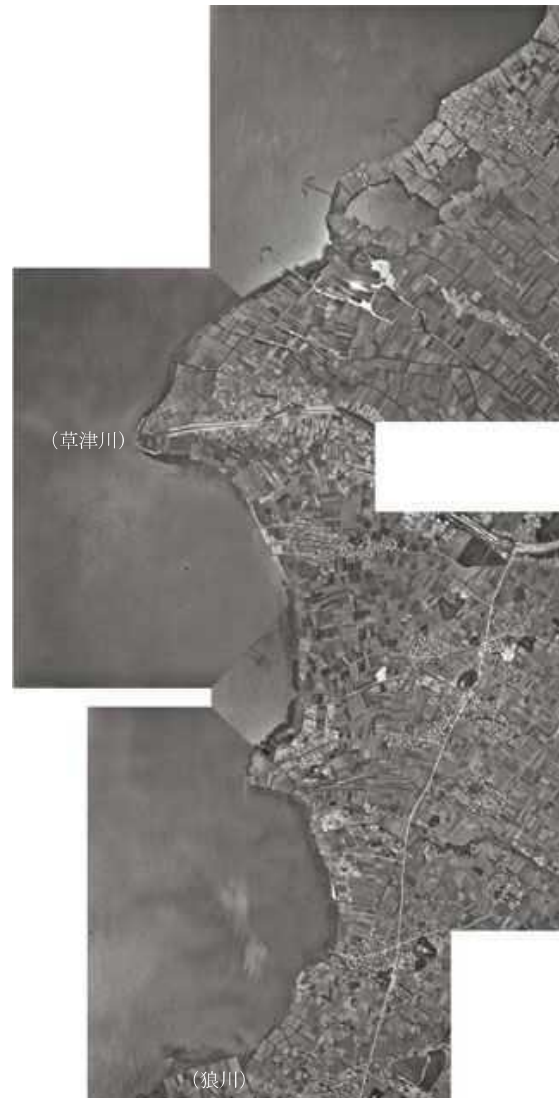


守山市木浜町地先（昭和 42 年）



昭和 36 年と平成 13 年の湖辺の比較（日野川～葉山川）

(昭和 36 年)



(平成 13 年)



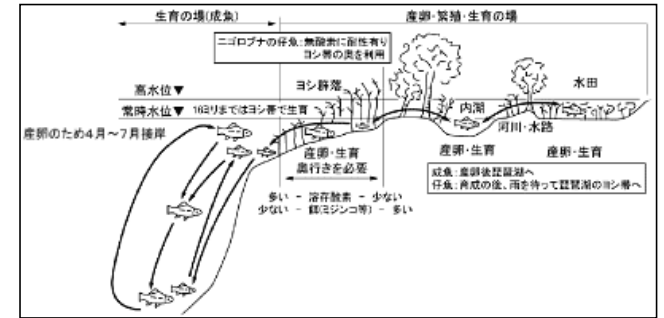
昭和 36 年と平成 13 年の湖辺の比較（葉山川～狼川）

河川整備計画（本文）

湖辺域の沈水植物帯、ヨシ群落、河畔林等は、湖国らしい個性豊かな郷土の原風景であると同時に、魚類・鳥類の生息・生育場所、湖岸の侵食防止、水質保全等多様な機能を有しており、豊かな生物相を育み、琵琶湖の環境保全に大きな役割を果たしています。県では、平成4年3月からヨシ群落保全条例(滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例)によりヨシ原の多様な働きを見直し保全することになりました。

琵琶湖の湖辺域では、私たちの暮らしや産業活動から排出される環境負荷や埋め立て、内湖の干拓、湖岸や河川の人工護岸化、ほ場整備等による水路形状や土地区画の変化等によって、砂浜、内湖、沈水植物帯、ヨシ群落、河畔林等が消滅あるいは減少し、良好な生物の生息・生育環境の消失、分断、孤立化により生息する琵琶湖の固有種を含む在来種の種数や個体数の減少、および侵略性の高い外来種の増加が見られます。このようなことから、琵琶湖が本来持っている自然豊かな湖辺を取り戻すことで、湖沼生態系を健全な形で維持、復元することが求められています。

出典・根拠



出典：滋賀の環境 2021（令和3年版環境白書）

河川整備計画（本文）

圏域の砂浜区間の内、守山市なぎさ公園や野洲市湖岸緑地マイアミあやめ浜園地等の河口デルタ周辺で、砂浜の消失や浜がけ（砂浜の後退）が見られます。砂浜は、琵琶湖に流れ込む河川から供給された土砂が湖岸沿いに運ばれて堆積したものです。一般に砂浜が維持されるのは、波の作用によって湖岸線と平行に移動する漂砂と河川から運ばれる砂が均衡している場合であり、河川からの供給量が減少すると砂浜の後退が起こります。砂浜の後退は、松林等の倒壊や湖岸沿いの土砂の流出（土地の後退）を引き起こします。こうしたことから、安定した砂浜や汀線の維持が求められています。

一方、近年、琵琶湖特に南湖において水草の大量繁茂が恒常化し、また、特定外来生物のオオバナミズキンバイ等が湖岸沿いや河川下流部、内湖において生育範囲を急速に拡大しています。そのため、南湖本来の生態系が大きく変貌して、人間活動に対しても様々な悪影響が発生しています。水草の大量繁茂による漁業障害、航行障害、生活環境、湖沼環境への悪影響を早急に軽減するために、これら水生植物の適正な管理が求められています。

出典・根拠

●湖岸分類・状況と琵琶湖における構成比（平成14年度河港課（現 流域政策局）調査による）

| 湖岸分類 | 湖岸の状況 | 構成比 |
|-------|-----------------------------------|-----|
| 砂浜湖岸 | 水際部が砂浜である湖岸 | 37% |
| 植生帯湖岸 | 水際部がある程度まとまりのある植生帯（ヨシ、マコモ等）である湖岸 | 17% |
| 山地湖岸 | 背後地に山地が迫っている湖岸 | 18% |
| 人工湖岸 | 水際部が矢板、コンクリート、自然石などの人工構造物で構成された湖岸 | 27% |
| 水面 | 河口部などの水面 | 1% |

出典：滋賀の環境 2021（令和3年版環境白書）



なぎさ：柳の倒木（H9.5.27撮影）



なぎさ：松の倒木（H16.10.22撮影 台風23号）

河川整備計画（本文）

2. 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象期間、計画対象河川

河川整備計画の対象期間は概ね20年間とします。

また対象とする河川は、野洲川の直轄管理区間を除き、琵琶湖を含む圏域内の全ての一級河川(132河川)とします。そのうち野洲川(指定区間)、柚川、家棟川〔湖南市〕、由良谷川、落合川、家棟川〔野洲市〕、童子川、山賀川(新守山川)、葉山川(支川中ノ井川を含む)、草津川、金勝川、北川、狼川は、計画的に河川の整備を図る区間として、“整備実施区間”、“整備時期検討区間”、“調査検討区間”を設定し、整備を推進します。なお、これらの区間は、優先的に整備する河川のランク付け(滋賀県中長期整備実施河川の検討)の結果を踏まえて設定しています。

- 整備実施区間 : 整備計画期間中に整備を実施する区間
- 整備時期検討区間 : 整備の実施時期を検討する区間
- 調査検討区間 : 整備実施に向けた調査・検討を実施する区間

「滋賀県中長期整備実施河川の検討」における河川のランク分け

| 河川ランク | 河川名 |
|--------|--|
| Aランク河川 | 野洲川(指定区間)、家棟川〔湖南市〕、由良谷川、落合川、山賀川(新守山川)、葉山川(支川中ノ井川を含む)、草津川、金勝川、北川、狼川 |
| Bランク河川 | 柚川、家棟川〔野洲市〕、童子川 |

Aランク河川：緊急性の観点から整備実施を必要とする河川

Bランク河川：緊急性の観点からはAランクの次に整備実施を必要とする河川

本計画は、令和4年度時点の圏域の社会状況、自然環境および河道状況等を踏まえ策定したものであり、今後、これらの状況の変化や新たな知見等により適宜見直しを行うものとします。

出典・根拠

① Aランク河川及び概ね今後20年間の整備を想定する区間

○下記の表は、流下能力が不足し河川整備が必要な区間をすべて記載しているものではありません。平瀬や河川の状況を踏まえて、概ね今後20年間の整備を想定する区間を示したものです。今後、河川毎の事業の進め方など、整備区間及び整備方法の詳細は河川整備計画において決定します。(※1)

(その1)

| 管内 | 河川名(※2) | 概ねの流域面積(km ²) | 整備済み区間又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要 | 概ね今後20年間の整備を想定する区間(※1) | | | | |
|-----|-----------|---------------------------|------------------------------|------------------------|------------------------|-----------------|--------------|-------------------|
| | | | | 起点 | 終点 | 延長の目安(km) | 概ねの現況安全度(※3) | 当面の整備目標(※4) |
| 大津 | 藤ノ木川 | — | 2.6 河口から概ね0.7km | 大津市坂本3丁目 | 大津市坂本4丁目 | 0.6 | 1/3 | 1/50 (密集市街地) |
| | 真野川 | — | 18.8 無 | 大津市今堅田3丁目(河口部) | 大津市真野5丁目 | 1.0 | 1/3 | 約1/10 |
| | 大津氷碓(※5) | — | 0.6 瀬田川合流から概ね2.4km | 大津市幸寿会 | 大津市練の里 | 2.3 | — | 1/100 (トンネル河川) |
| | 北川 | — | 2.1 草津川合流より概ね1.5km | 草津市野添町(琵琶湖橋交差付近) | 草津市野添町(国道1号交差付近) | 0.3 | 1/3 | 約1/10 |
| | 金勝川 | — | 21.3 草津川合流から概ね2.2km | 草津市野添町 | 栗東市下戸山 | 1.5 | 1/5 | 約1/10 |
| 南部 | 葉山川 | — | 22.0 河口から概ね6.6km | 栗東市坊城(国道1号・笠鈴線交差付近) | 栗東市上鉤 | 1.8 | 1/3 | 約1/10 |
| | 山賀川(新守山川) | — | 9.3 河口から概ね2.8km | 守山市三宅町 | 守山市大門町 | 0.5 | 1/3 | 約1/10 |
| | 甲斐 | 家棟川(由良谷川) | — | 3.8 無 | 湖南市針、夏見 | 湖南市夏見(日東海道付近) | 0.4 | 1/3 |
| 東近江 | 愛知川 | — | 196.3 河口から概ね6.8km | 東近江市阿弥院堂町・彦根市本庄町(琵琶湖橋) | 東近江市今町・彦根市殿部町 | 0.2 | 1/30 | 戦後最大相当 |
| | 大田川 | — | 38.6 河口から概ね5.0km | 東近江市今町(東海道交差部) | 東近江市今町 | 0.4 | 1/3 | 約1/10 |
| | 日野川 | — | 211.1 河口から概ね5.6km | 近江八幡市十五町(磐鈴線交差部) | 近江八幡市安養寺町、竹町・竜王町西(仁徳橋) | 4.6 | 1/15 | 戦後最大相当 |
| | 蛇砂川 | — | 17.0 西の湖河口から概ね5.0km | 近江八幡市西生来町(磐鈴線交差部) | 東近江市市辺町(近江鉄道交差部) | 4.3 | 1/3 | 約1/10 |
| | | 八日市新川 | 20.1 | 無 | 東近江市川合寺町(琵琶湖合流部) | 東近江市房瀬町(蛇砂川合流部) | 3.9 | — |
| 湖東 | 犬上川 | — | 106.4 河口から概ね1.1km | 彦根市開出今町 | 彦根市開出今町 | 0.4 | 1/10 | 戦後最大相当 |
| | 野瀬川 | — | 3.5 河口から0.2km | 彦根市大蔵町 | 彦根市西今町 | 1.6 | 1/3 | 約1/10 |
| | 不炊川 | — | 6.0 無 | 彦根市川原(彦根川合流部) | 彦根市中宿 | 2.2 | 1/3 | 約1/10 |
| | 矢倉川 | — | 16.5 河口から概ね3.5km | 彦根市島原本町 | 彦根市島原本町 | 0.3 | 1/3 | 約1/10 |

1

(その2)

| 管内 | 河川名(※2) | 概ねの流域面積(km ²) | 整備済み区間又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要 | 概ね今後20年間の整備を想定する区間(※1) | | | | | |
|-------|------------|---------------------------|------------------------------|------------------------|----------------------------|---------------|--------------|-------------|--------|
| | | | | 起点 | 終点 | 延長の目安(km) | 概ねの現況安全度(※3) | 当面の整備目標(※4) | |
| 事業中河川 | 長浜 | 長浜新川 | — | 16.9 河口から右支川概ね4.0km | 長浜市栄町(本川合流部) | 長浜市宮司町 | 1.7 | 1/3 | 約1/10 |
| | 木之本 | 余呉川 | — | 65.2 河口から概ね5.1km | 木之本町高田(国道8号交差部) | 木之本町黒田 | 0.8 | 1/3 | 戦後最大相当 |
| | | 鴨川 | 44.0 | 河口から概ね4.3km | 高島市鴨・野田(中道橋) | 高島市野田、宮野 | 0.5 | 1/3 | 約1/10 |
| 高島 | 鴨川・青井川・八田川 | 青井川 | 3.2 | 無 | 高島市鴨(八田川合流部) | 高島市安室川町田中、三馬屋 | 0.6 | 1/3 | |
| | 八田川 | 7.7 | 鴨川合流から概ね0.4km | 高島市鴨(青井川合流部) | 高島市安室川町田中、安室川町田中(八田川北流合流部) | 1.7 | 1/3 | | |

○本表は、管内毎に五十首順にならべたもので優先順位を示すものではありません。(※2)

○現状安全度は、LP(レーザープロファイラー)横断面データ等を用いて一定の手法により算定したもので、概ねの値を参考として示したものです。(※3)

○当面の目標安全度の設定にあたり、密集市街地を流れる河川の氾濫や、トンネル河川等、河川沿川の状況、改修の方法によって、著しい手戻りが生じるものについては、将来目標で実施(※4)

○大津放水路は、国が計画している事業。(※5)

2

出典：滋賀県中長期整備実施河川の検討『河川の選定結果』平成20年10月

② Aランク河川（新規河川）及び今後整備を検討する概ねの区間

○下記の表は、今後整備を検討する概ねの区間を示したものです。流下能力が不足し河川整備が必要な区間をすべて記載しているものではありません。今後、河川毎の事業の進め方など、整備区間及び整備方法の詳細は、河川整備計画において決定します。また、今後事業化する河川は、河川整備計画の決定にあたり、調査・検討を行い、具体的な整備区間等を検討していくものとする。（※①）

| 管内 | 河川名（※②） | 概ねの流域面積（km ² ） | 整備済み区間又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要 | 今後整備を検討する概ねの区間（※①） | | | | | |
|------|---------|---------------------------|------------------------------|----------------------|--------------|-----------|--------------|-------------|--------|
| | | | | 起点 | 終点 | 延長の目安（km） | 概ねの現況安全度（※③） | 当面の整備目標（※④） | |
| 大津 | 大戸川 | — | 190.0 | 無 | 大津市黒津 | 大津市中野 | 5.2 | 1/5 | 戦後最大相当 |
| | 穂川 | — | 5.4 | 河口から概ね2.7 km | 草津市南笠町 | 草津市野路東 | 1.8 | 1/3 | 約1/10 |
| | 草津川 | — | 36.7 | 河口から概ね5.6 km | 草津市青地町 | 大津市上田上桐生町 | 5.7 | 1/5 | 約1/10 |
| | 中ノ井川 | — | 12.7 | 栗山川合流から概ね0.9 km | 栗東市下鈿 | 栗東市大橋 | 2.4 | 1/2 | 約1/10 |
| 新堀河川 | 落合川 | — | 8.1 | 無 | 湖南市石部口 | 湖南市柑子袋 | 2.2 | 1/3 | 約1/10 |
| | 野洲川 | — | 382.4 | 河口から概ね14.0 km（石部頭暫工） | 湖南市菩提寺 | 甲賀市水口町宇田 | 11.0 | 1/10 | 戦後最大相当 |
| | 芥川 | — | 64.1 | 無 | 彦根市長曾根町（河口部） | 彦根市東沼波町 | 4.0 | 1/20 | 戦後最大相当 |
| | 平田川 | — | 4.6 | 河口から概ね2.0 km | 彦根市平田町 | 彦根市大懸町 | 3.6 | 1/3 | 約1/10 |
| 湖東 | 姉川 | 369.5 | 無 | 米原市南浜町（河口部） | 長浜市今町 | 9.0 | 1/10 | 戦後最大相当 | |
| | 高時川 | 212.0 | 無 | 長浜市難波 | 伊香郡高月町尾山 | 12.0 | 1/10 | 戦後最大相当 | |
| 長浜 | 天野川 | — | 109.0 | 無 | 米原市世継（河口部） | 米原市長岡 | 15.0 | 1/10 | 戦後最大相当 |
| | 安曇川 | — | 306.0 | 河口から概ね1.5 km | 高島市安曇川町南船木 | 高島市安曇川町長尾 | 11.5 | 1/15 | 戦後最大相当 |

○本表は、管内毎に五十首順にならべたもので優先順位を示すものではありません。（※②）

○現況安全度は、LP（レーザープロファイラー）横断面データ等を用いて一定の手法により算定したもので、概ねの値を参考として示したものです。（※③）

3

③ Bランク河川のうち現在事業実施中河川及び概ね今後20年間の整備を想定する区間

○下記の表は、流下能力が不足し河川整備が必要な区間をすべて記載しているものではありません。予算や河川の状況を踏まえて、概ね今後20年間の整備を想定する区間を示したものです。今後、河川毎に一定の事業効果が発現が得られる区間までの事業の進め方など検討し、整備区間及び整備方法の詳細は河川整備計画において決定します。

| 管内 | 河川名（※②） | 概ねの流域面積（km ² ） | 整備済み区間又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要 | 概ね今後20年間の整備を想定する区間（※①） | | | | | |
|-----|---------|---------------------------|------------------------------|---------------------------------|------------------------|-----------------------|--------------|-------------|---------------|
| | | | | 起点 | 終点 | 延長の目安（km） | 概ねの現況安全度（※③） | 当面の整備目標（※④） | |
| 大津 | 常世川・香葉川 | — | 3.4 | 河口から概ね0.8 km | 大津市梅林1丁目 | 大津市梅林1丁目 | 0.2 | 1/3 | 1/100（トンネル河川） |
| | 大宮川 | — | 6.3 | 河口から概ね0.7 km | 大津市坂本7丁目（湖西道路交差点部） | 大津市坂本7丁目 | 0.5 | 1/3 | 1/50（密集市街地） |
| | 高橋川 | — | 1.7 | 河口から概ね1.1 km | 大津市神領2丁目 | 大津市神領2丁目 | 0.2 | 1/10 | 1/100（密集市街地） |
| 南部 | 家棟川・童子川 | — | 26.1 | 河口から概ね7.8 km 家棟川合流から概ね3.0 km | 野洲市上屋、小堤 野洲市比江、五ノ里 | 野洲市上屋、小堤 野洲市比江、五ノ里 | 0.1 | 1/5 | 約1/10 |
| | 童子川 | — | — | 野洲川合流から概ね7.8 km | 甲賀市甲南町寺庄、野原（千文寺井堰） | 甲賀市甲南町寺庄、野原 | 1.0 | 1/3 | 約1/10 |
| 東近江 | 三明川 | — | 3.3 | 黒橋川合流から概ね3.0 km | 近江八幡市手備供町（国道8号交差点付近） | 近江八幡市上白町（国道8号交差点付近） | 0.3 | 1/3 | 約1/10 |
| | 長命寺川 | — | 23.2 | 河口から概ね3.3 km | 近江八幡市円山町、白王町（白王橋付近） | 近江八幡市円山町、白王町（西の湖） | 0.3 | 1/10 | 1/50（久板堤岸） |
| 木之本 | 大川 | — | 20.3 | 無 | 西浅井町塩津浜（河口部） | 西浅井町塩津中 | 1.5 | 1/3 | 約1/10 |
| 高島 | 石田川 | — | 59.7 | 河口から概ね2.5 km | 高島市今津町福岡（国道161号バイパス付近） | 高島市今津町梅原 | 1.7 | 1/3 | 約1/10 |
| | 百瀬川 | — | 12.9 | 河口から概ね2.4 km | 高島市マキノ町沢（落差工） | 高島市マキノ町沢（現川接続部） | 0.6 | 1/3 | 約1/10 |

○本表は、管内毎に五十首順にならべたもので優先順位を示すものではありません。（※②）

○現況安全度は、LP（レーザープロファイラー）横断面データ等を用いて一定の手法により算定し、概ねの値を参考として示したものです。（※③）

○当面の目標安全度の設定にあたり、密集市街地を流れる河川の幅幅や、トンネル河川等、河川沿川の状況、改修の方式によっては、著しい手戻りが生じるものについては、将来目標で実施（※④）

4

2.2 計画の目標

2.2.1 洪水による災害の発生防止または軽減に関する事項

本計画における河川整備の目標は、流域面積 50km² 以上の河川は戦後最大相当の洪水を、50km² 未満の河川は 10 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目指しますが、財政状況や様々な社会状況・自然環境等を考慮して目標規模を設定します。

整備は万一氾濫した場合の被害の大きさや改修後の社会基盤の整備や生活環境の変化等により、求められる治水安全度等を総合的に十分に考え合わせ、緊急度の高い河川を対象として、本川と支川のバランスを考慮の上、下水道（雨水）事業等関係機関とも連携を図りながら、計画的に進めていきます。

近年、全国各地で大雨による災害が激甚化・頻発化しており、今後も気候変動の影響により降水量が増大することが懸念されています。このような状況を踏まえ、国土交通省では平成 30 年 4 月に有識者からなる「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」を設置し、令和元年 10 月には提言が公表されました。また、令和 2 年 7 月には、国の社会資本整備審議会において「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」の答申がなされ、気候変動による降雨量の増加を考慮した目標に見直すことや流域治水への転換が示されました。本県では、これらの提言や答申などを踏まえ、令和 4 年 10 月に「県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方」を取りまとめました。本計画における河川整備の目標については、この方針に従うこととします。

超過洪水に対しては、人命被害の回避を第一の目標とし、滋賀県流域治水基本方針や滋賀県流域治水の推進に関する条例^(注6)等との整合を図りながら、避難対策の充実や安全な住まい方への誘導など、氾濫原での被害を最小化するための「しがの流域治水」を関係機関と連携して計画的に取り組んでいます。また、国においても、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、令和 2 年度に河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策である「流域治水」へ転換し、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、地域の特性に応じハード・ソフト一体で多層的に治水を進めることとしております。整備の途上段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって計画規模を上回る洪水が発生する恐れがあるため、流域における雨水貯留対策の強化や水防災に対応したまちづくりとの連携など、国の流域治水の制度も活用することで、「しがの流域治水」をより一層推進していきます。

(注 6) 滋賀県流域治水基本方針（平成 24 年 3 月策定）、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成 26 年 3 月公布）

流域治水とは、①どのような洪水にあっても人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を、総合的に進めていく治水のことです。

◎ 当面の整備目標

- ・ 流域面積が 50 km²以上の河川  戦後最大洪水規模相当
 - ・ 流域面積が 50 km²未満の河川  概ね 1 / 10
- の安全度を目指す

当面の整備目標の考え方

◎段階的に安全度を向上させるため、河川整備計画では、上記の安全度を当面の目標とすることを基本とする。

なお、河川沿川の状況(密集市街地を流下など)や、改修の内容(トンネル放水路など)によっては、当面の目標で改修を進めることが、著しい手戻りを生ずる場合があることから、将来目標で実施する場合もある。

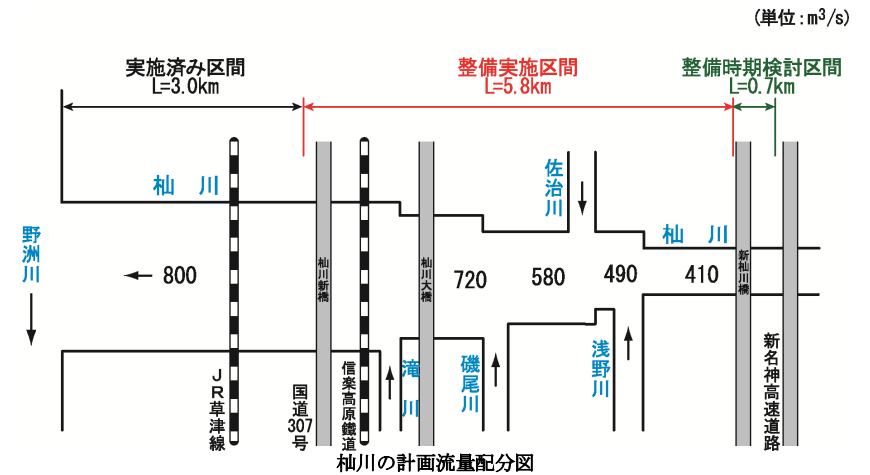
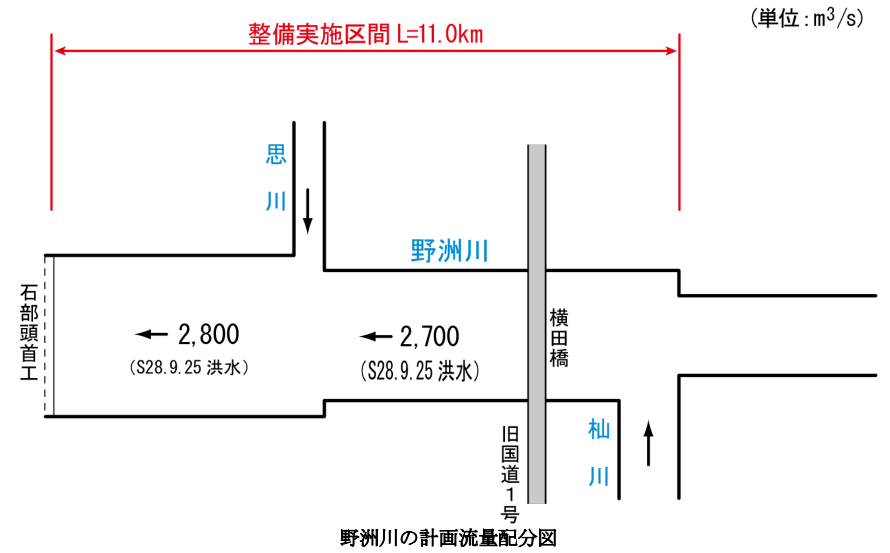
出典：中長期整備実施河川の検討

河川整備計画（本文）

野洲川は、戦後の洪水で最大の流量となる昭和 28 年 9 月 25 日洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は、石部頭首工地点において 2,800m³/s とします。

杣川は、10 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は浅野川合流点において 410m³/s とします。

河川整備計画（本文）

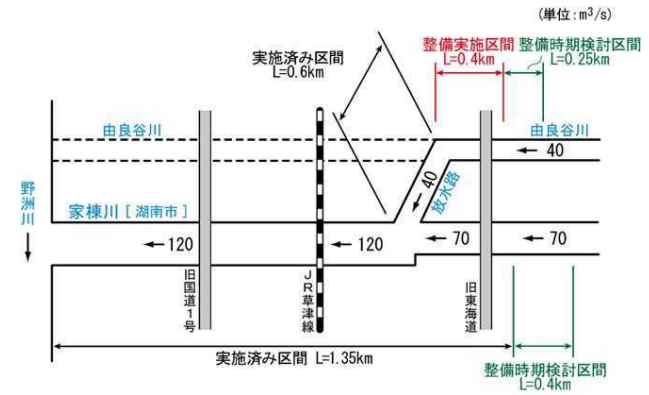


河川整備計画（本文）

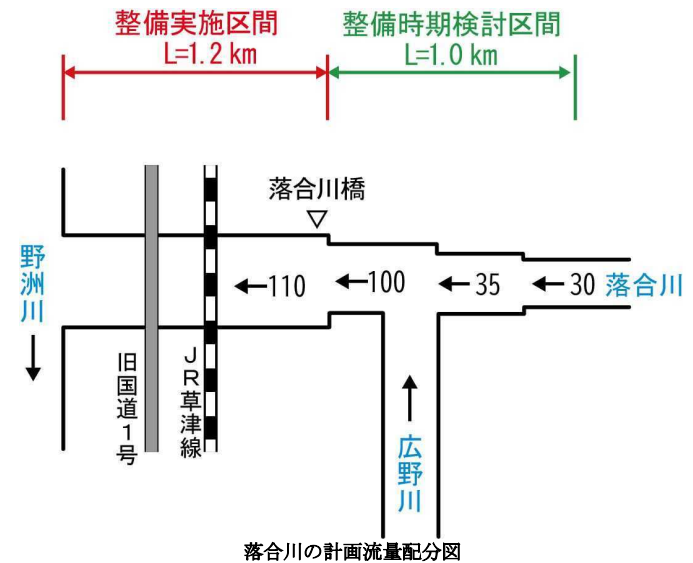
家棟川〔湖南省〕、由良谷川は、施工性を考慮し、将来計画規模の50年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は、由良谷川合流点において70m³/s、支川の由良谷川については家棟川〔湖南省〕合流点において40m³/sとします。

落合川は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は落合川橋地点において110m³/sとします。

河川整備計画（本文）



家棟川〔湖南省〕、由良谷川の計画流量配分図

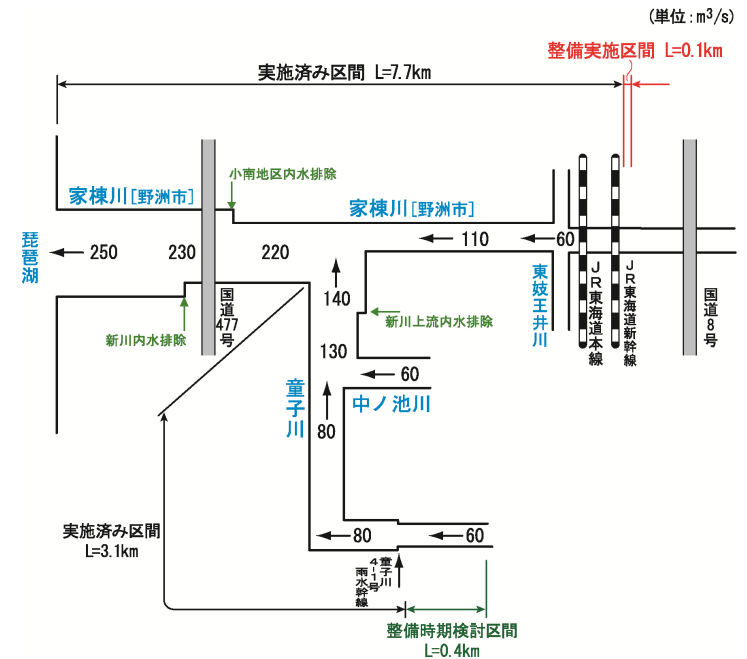


河川整備計画（本文）

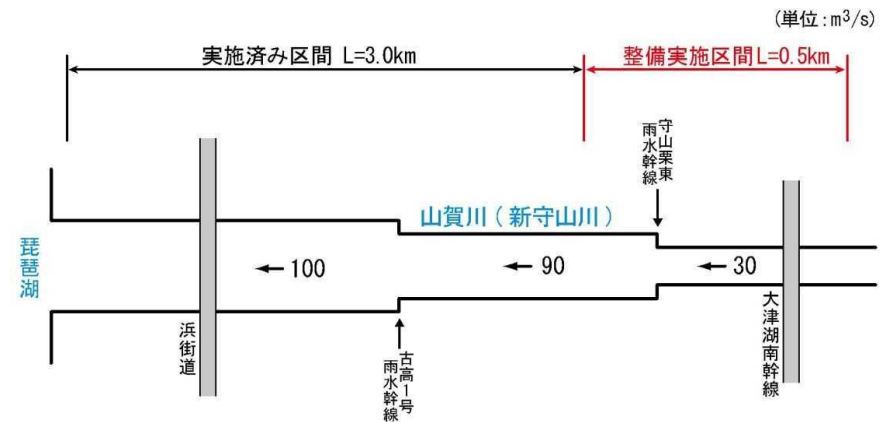
家棟川〔野洲市〕は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は、JR東海道本線交差点地点(河口から6.8km地点)において60m³/s、支川の童子川については一本橋(河口から6.7km地点)において80m³/sとします。

山賀川(新守山川)は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は、古高1号雨水幹線合流点において90m³/sとします。

河川整備計画（本文）



家棟川〔野洲市〕、童子川の計画流量配分図



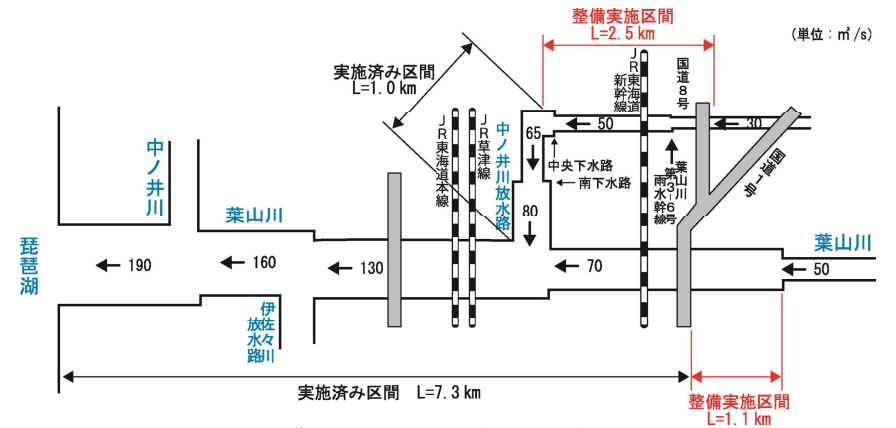
山賀川(新守山川)の計画流量配分図

河川整備計画（本文）

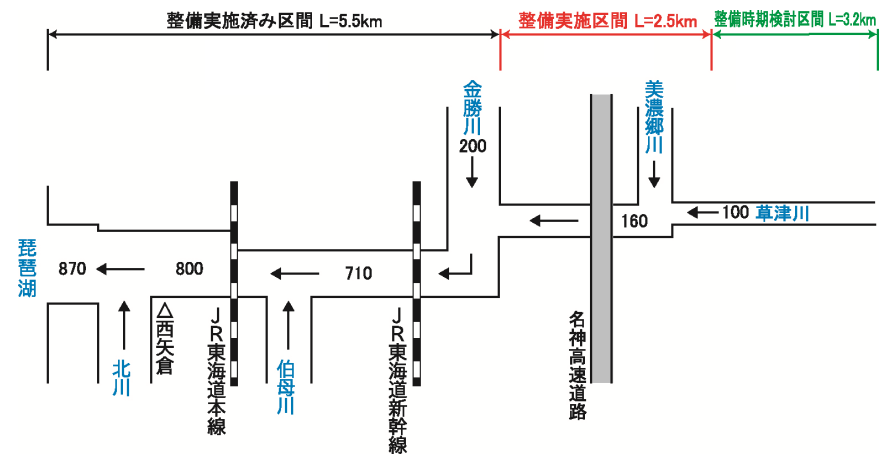
葉山川は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は、中ノ井川合流点において70m³/sとします。また、支川中ノ井川については、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は、葉山川合流点において80m³/sとします。

草津川は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は、金勝川合流点において160m³/sとします。

河川整備計画（本文）



葉山川、中ノ井川の計画流量配分図



草津川の計画流量配分図

河川整備計画（本文）

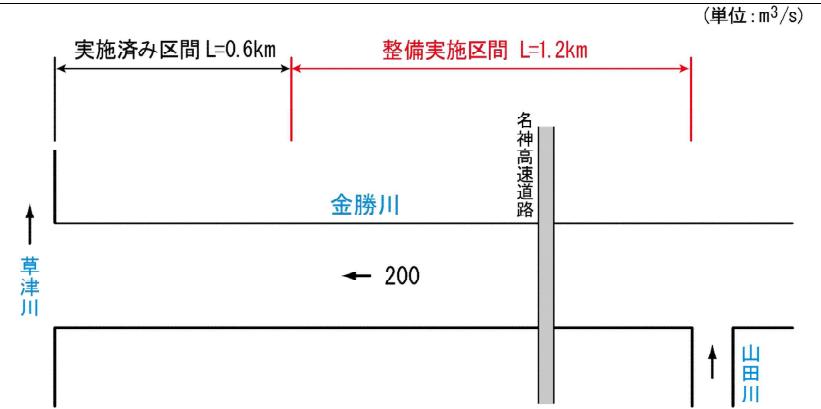
金勝川は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は、草津川合流点において200m³/sとします。

北川は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は、JR東海道本線交差点において30m³/sとします。

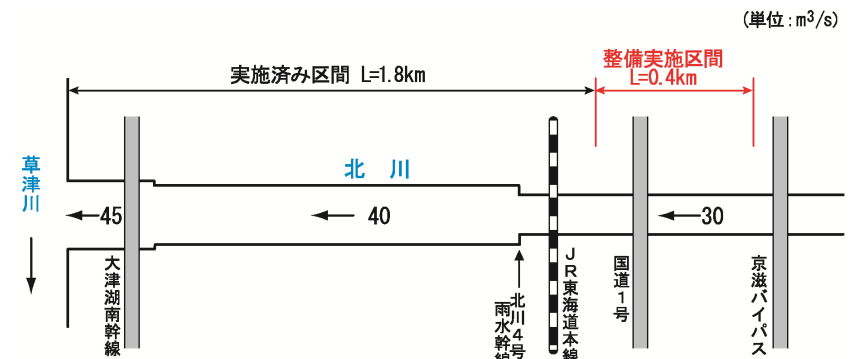
狼川は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような整備実施に向けて、調査・検討を進めます。

なお、全ての河川において、橋梁や横断工作物の重要構造物の施工にあたっては、将来改修に手戻りがないように考慮します。

河川整備計画（本文）



金勝川の計画流量配分図



北川の計画流量配分図